

古田史学の会・東海

東海の古代

第111号 平成21(2009)年11月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

「東海の古代」108号（平成21年8月）
に引き続いて「始」についての論述です。

持統紀七年十月の「始」と 仁王経について

～古賀達也氏の関西例会の発表に関連して～

名古屋市 石田敬一

1 はじめに

2009年8月15日に古賀達也氏が古田史学の会・関西例会で発表された「持統紀七年十月『始講仁王経』の考察」に関連して、「始」の字義と仁王経について、私の考えを述べます。

2009年9月13日に開催された本会の例会において、東大阪市の横田幸男氏は古賀氏が関西例会で発表された内容について紹介されました。私は古賀氏の「大宝律令以降の大長年号並行」説については、大いに賛同し支持するものですが、その仮説の裏付けに関係する「始」の理解については適当ではないと思いますので、稚拙ながら問題提議します。

2 私の読み下しの基準

「始」に関する私の読み下しの基準は、とてもシンプルです。「始」には、歴史上初めて行うファーストタイムとしての意味と、ある行為が始まるスタートの意味の2つがあると思われま

す。原則はそれぞれの文とその前後から、どちらの意味かを判断しますが、その際、私は「始」の後に、「竟きょう」、「畢ひつ」、「成」、「至」などのエンドやそれに類する言葉が対になってあるかどうか判断の決め手だと考えます。

つまり、“エンドやそれに類する言葉を伴う「始」は、スタートの意味で使われている。”

これです。

少なくとも、エンドを伴う「始」はスタートの意味です。

3 持統紀七年十月の「始」 その1

自=今年-、始=於親王-、下至=進位-、觀=所_レ儲兵

一。

持統紀の七年十月のこの記述について、大野晋氏（日本古典文学大系『日本書紀』の訓読文作成者）の読み下しは、次のとおりです。

今年_{ことし}より、親王_{みこ}より始めて、下進位_{しもしんみ}に至るまでに、儲_{もう}くる所_{ところ}の兵_{つわもの}を觀_{みそなは}さむ。

この読み下しは、意味内容に概ね問題はないと思います。「始」と対でエンドに類する文字「至」がありますので、親王から始めて下の進位に至るまでという意味だと思えます。

ただ、大野氏の読み下しは、「より」が同じ文の中に重複して使われているので読みにくいだけでなく、意味が理解しにくいように思えます。また「於」は「において」、「で」、「にて」、「のときに」を意味するので、読み下しに「より」を当てるのは、やや問題です。

また「儲」は「もうける」、「たくわえておく」で、この文の後に甲、大刀、弓矢などの武器の記述があるので、兵の武装準備の状況を観ることと思われます。

以上のことから次のとおり読み下した方がよいように思います。

自今年、始於親王、下至進位、觀所儲兵。

今年より、親王に始まり下の進位に至るまで、兵の儲けおく所を観る。

いずれにしても、ここでは「始」に対応して「至」があるので、この「始」はスタートの意味でしょう。

4 持統紀七年十月の「始」 その2

己卯、始講仁王経於百國。四日而畢。

持統紀の七年十月のこの記述について大野氏の読み下しは、次のとおりです。

己卯より始めて、仁王経を百國に講かしむ。四日ありて畢りぬ。

さて、古賀氏が問題にするこの文を考えてみましょう。

まず、エンドに該当する字句があるかどうかです。ここにはエンドに該当する字句がありません。「始」と対で「畢」があります。「畢」は「終わる、終える、終わった、終わってしまった」の意です。従って、大野氏の「己卯より始めて四日で終わる」という読み下しの大意は概ね良いように思います。この「始」に注釈があり、「この日から講説を始めた意。・・・」としています。

ただ、この読み下しには問題があります。

古賀氏は、この「己卯より」の「より」は原文のどこにもないので、疑問ありとされているようです。私もこの「より」は読み下しに挿入しない方がいいと思います。

大野氏は、スタートの意味をわかりやすくするために、「より」を加えたと思いますが、「より」に該当する文字は原文にありません。

したがって「より」はやや適切さを欠くでしょう。ただ、スタートの「始」とエンドの「畢」が対でありますので、文章の意味は「己卯の時にスタートして・・・そして終わる」ということでよいと思います。

さらに、大野氏の読み下しには、もう一つ問題があります。それは「始」の次に「講」がありますが、その「始」と「講」の間を離して「己卯より始めて・・・講かしむ」と読んでいることです。「始」と「講」の間に返り点である補助記号のレ点が付いているのではないかと思います。

私は、レ点を次のとおり入れて、「講き始める」と読むべきと思います。

己卯、始講仁王経於百國。四日而畢。

従って、読み下しとしては、次のとおりになります。

己卯に仁王経を百國で講き始め、四日して畢る。

つまり、己卯の時に、仁王経について、多くの国において講き始め、四日で終えたという意味であると思います。

すなわち、この「始」の後に、それに対応したエンドの文字「畢」があるので、この「始」はスタートの意味であると結論づけます。

さて、それではこの「始」には、スタートとともに、いくぶんファーストタイムの意味も含まれているのでしょうか。

「初」はファーストタイムであることに異論はないと思いますが、一方、「始」がスタートとともに第1回目のファーストタイムの意味も合わせ持つとする主張については十分に吟味する必要があります。

というのも、ファーストタイムであることを伝えたいのならば、「初」という文字を使えることを知っているにもかかわらず、あえて「始」を使用して、ファーストタイムとスタートの両方の意味を持たせようとしたのかどうかを考える必要があります。

私が編者であるならば、ファーストタイムの意味を込めるには、「仁王経をこの時に初めて説いて回った。そしてそれは4日かかった。」とします。

それを表現するのに「始」を使って「己卯始講仁王経於百國四日而畢」とするのでしょうか。これではファーストタイムであることが明確に読み手には伝わらないように思います。私ならば「己卯初講仁王経於百國四日而畢」と記述するでしょう。これならばファーストタイムであ

ることが明確です。エンドを示す文字「畢」を伴いながら「始」を使ったということは、少なくとも編者はファーストタイムを読み手に伝えたいとは考えていないのではないのでしょうか。ファーストタイムの意味が入っているかどうかはどうも疑わしいように思います。

5 『日本書紀』卷第三十、持統紀の「初」と「始」

『日本書紀』は複数人の手により執筆されていることが知られています。一つの巻はたぶん同じ手によるものと考えられます。そこで卷第三十の持統紀において、「初」や「始」がどのように使われているかを調べました。

持統紀には「初」と「始」がそれぞれ2例と11例あります。

(1) まず「初」がどのように使われているか具体的に検討します。

① 持統六年正月條

壬午。饗公卿以下至初位以上。

公卿以下、初位以上に至るまで饗した。

この初は位にかかる形容詞として使われているようです。初の位、公卿などに比較して「(最)初の」地位という意味で使われていると考えて良いと思います。平たく言えばトップからボトムまでということで、そのボトムにあたる「初の」位です。この「初」の文字が使われている場合には、「初」の頭に「最」を加えて「最初の」としても、支障なく読めます。

② 持統八年三月條

己亥。詔曰。粵以七年歲次癸巳。醴泉涌於近江国益須郡都賀山。諸疾病人停宿益須寺、而療差者衆。故入水田四町。布六十端。原除益須郡今年調役・雜徭。国司頭至目。進位一階。賜其初驗醴泉者。葛野羽衝。百濟土羅々女。人絶二匹。布十端。鍬十口。

その初めに醴泉^{ため}を験した者。

副詞として使われ、「初めに」験したという意味と捉えて良いと思います。この場合にも「初」の頭に「最」を加えて「最初に」としても、支障なく読めます。

この2例から「初」は動詞として使われていないということに注意しなければなりません。

つまり、「初」は、「(最)初に」、「(最)初の」

などの使い方です。

(2) 次に「始」が使われた記述の11例すべてについて具体的に検討します。

① 天武二年

二年。立為皇后。皇后從始迄今、佐天皇定天下。

皇后は始より今まで天下を定める天皇を佐けた。

「今」に対応する意味として「始め」、「始まり」という名詞で使われています。

② 朱鳥元年十月庚午條

尤愛文筆。詩賦之興自大津始也。

詩賦の興は大津より始まるなり。

物事が「始まる」という自動詞で使われています。

③ 持統元年條

冬十月辛卯朔壬子。皇太子率公卿・百寮人等。并諸国司。国造及百姓男女。始築大内陵。

大内陵を造り始めた。

行為の始まりである「始めた」で他動詞であり、次の接触動詞「造」と関連して使われています。

④ 持統四年四月條

戊辰。始祈雨於所々。旱也。

所々で雨(降り)を祈り始めた。旱なり。

行為の始まりである「始めた」で他動詞であり、次の接触動詞「祈」と関連して使われています。

⑤ 持統四年五月條

庚寅。於内裏始安居講説。

内裏で安居の講説を始めた。

内裏で安居の講説が始まった。

行為の始まりである「始めた」の他動詞、又は「始まった」の自動詞です。

⑥ 持統四年條

秋七月丙子朔。公卿・百寮人等、始著新朝服。

公卿・百寮人等が、新しい朝服を着始めた。

行為の始まりである「始めた」で他動詞であり、次の接触動詞「著」と関連して使われています。

⑦ 持統四年十一月條

甲申。奉勅始行元嘉曆与儀鳳曆。

勅を奉り、元嘉曆と儀鳳曆を行い始めた。

勅を奉り、元嘉曆と儀鳳曆の行いが始まった。

行為の始まりである「始めた」で他動詞であ

り、次の接触動詞と関連して使われています。又は「始まった」の自動詞です。

⑧ 持統七年四月條

辛巳。詔。内蔵寮允大伴男人坐臧。降位二階、解見任官。典鑑置始多久。与菟野大伴、亦坐臧。降位一階、解見任官。監物巨勢邑治雖物不入於己。知情令盜之故。降位二階、解見任官。然置始多久有勳勞於壬申年役之。故赦之。但臧者依律徵納。

「置始多久」は人名で、その一部に「始」が使われています。

⑨ 持統七年條

冬十月丁巳朔戊午。詔。自今年、始於親王、下至進位。觀所備兵。

親王に始まり下の進位に至る。

物事が「始まる」という自動詞で使われています。

⑩ 持統七年十月條

己卯。始講仁王經於百國。四日而畢。

己卯に仁王經を百國で講き始め、四日して畢る。

行為の始まりである「始めた」で他動詞であり、次の接触動詞「講」と関連して使われています。

⑪ 持統十一年六月條

辛卯、公卿・百寮。始造為天皇病所願仏像。

天皇の病のため、所願の仏像を造り始めた。

行為の始まりである「始めた」で他動詞であり、次の接触動詞「造」と関連して使われています。

以上を整理しますと、卷第三十の持統紀においては、「初」は、副詞、形容詞として「(最)初に」、「(最)初の」などとした使い方であり、一方、「始」は名詞で使われることもあります、ほとんどが「始めた」、「始まった」と動詞で使われており、それは、目的語を必要とする他動詞で「○○を始める。」と、目的語のない自動詞で「○○が始まる。」の2つの使われ方があり、どちらもスタートの意味であると考えられます。

ただ、「②」の「詩賦の興は大津より始まる」と、「⑦」の「勅を奉り、元嘉曆と儀鳳曆を行い始めた」については、エンドに当たる文字がありませんし、その内容から歴史上初めてというファーストタイムの意味も含まれると解釈することは可能だと思います。

しかし、やはり、エンドを伴う「始」にはファーストタイムの意味は含まれていないように思います。

6 『日本書紀』卷第二十九の「初」について

持統紀における「初」は2例しかなく事例が少ないので、念のため一つ前の卷第二十九（天武紀下）の「初」について確認しました。

すると、次のとおり12例ありました。

（卷二十八、二十九の天武紀全体では14例）

① 天武二年二月癸未條

天皇初娶鏡王女額田姬王。

・・・「(最)初に」

② 天武二年條

夏五月乙酉朔。詔公卿大夫及諸臣・連并伴造等曰。夫初出身者。先令仕大舍人。

・・・「(最)初に」

③ 天武二年八月條

戊申。喚賀騰極使金承元等中客以上二十七人於京。因命大宰。詔耽羅使人曰。天皇新平天下。初之即位。

・・・「(最)初の」

④ 天武三年條

三月庚戌朔丙辰。對馬國司守忍海造大國言。銀始出于當國。即貢上。由是大國授小錦下位。凡銀有倭國。初出于此時。

・・・「(最)初の」

⑤ 天武四年正月條 その1

戊申。百寮諸人。初位以上、進薪。

・・・「(最)初の」

⑥ 天武四年正月條 その2

壬戌。公卿大夫及百寮諸人。初位以上。

・・・「(最)初の」

⑦ 天武四年十月條

庚寅。詔曰。諸王以下。初位以上。每人備兵。是日。相摸國言。高倉郡女人人生三男。

・・・「(最)初の」

⑧ 天武五年正月條

甲寅。百寮初位以上、進薪。即日、悉集朝廷賜宴。

・・・「(最)初の」

⑨ 天武八年十一月條

是月。初置關於竜田山。大坂山。仍難波築羅城。

・・・「(最)初に」

⑩ 天武九年十一月條

癸未。皇后体不予。則為皇后誓願之。初興藥師寺。仍度一百僧。由是得安平。是日。赦罪。

・・・「初めて」

⑪ 天武十年八月條

丙子。詔三韓諸人曰。先日復十年調・税既訖。且加以、燁化初年、俱来之子孫。並課役悉免焉。

・・・「(最)初の」

⑫ 天武十二年正月條

丙午。詔曰。明神御大八洲日本根子天皇勅命者。諸国司。国造。郡司及百姓等。諸可聽矣。朕初登鴻祚以来。天瑞非一二多至之。

・・・「初めて」

以上のとおり、天武紀の「初」は、全て「初めて」、「(最)初の」、「(最)初の」などの副詞、形容詞として使われています。

なお、これらのうち「⑩」の「初興藥師寺。」については、『続日本紀』の文武二年十月庚寅條に「以藥師寺構作略了。」とエンドの記述がありますが、エンドにあたる記述が『日本書紀』にはないので、副詞として使われ「初めて藥師寺を興した。」の読み下しが妥当と考えられます。

7 文頭の「始」の読み下し

私は、文頭にある「始」について「始めて」と読み下すことを止めた方がよいと思います。読み手を惑わしてしまうと思います。

「始」を「始めて」と文頭に使って読むと、その語感が「初めて」と同じとなってしまう、意味内容を間違えてしまう曖昧さがあります。私は「始めて」という読み下しが誤解を招いているように思います。

「初めて始める。」という使い方はあっても、「始めて初める。」という使い方はありえません。そのことが「初」と「始」の違いを端的に示しています。

8 『日本書紀』の仁王経について

私は、持統紀七年十月條の「始」について、ファーストタイムの意味が入っていることをあえて主張し、それに固執する必要はないように思います。むしろ、この「始」がファーストタイムではないことが、『二中歴』にある年号「仁

王」と『日本書紀』の記述内容との時期の整合性があるように思います。

古賀氏のテキスト（『二中歴』年代歴經典伝来関連記事）にあるとおり、『二中歴』には「仁王」の年号があります。

「仁王」の年号は、仁王経無くしてはありえないと言えるでしょう。『二中歴』の「仁王」年号條には「仁王十二年^{癸未}自唐仁王経渡仁王会始」と記述されており、仁王経がこのとき日本列島に伝来し、仁王会が始まったのだと思います。

古賀氏のテキスト（日本古典文学大系『日本書紀』抜粋、及び『二中歴』年代歴から經典伝来関連記事を抜粋したもの）をもとに、仁王経に関する時期を確認します。

『二中歴』によれば、仁王経伝来は623年以前です。そして、『日本書紀』における仁王経に関する記述がある持統七年十月條は693年であり、当然仁王経伝来より後のことです。同様に仁王経の記述のある、斉明六年五月條は660年、天武五年十一月條は676年、それぞれ仁王経伝来以降のことです。

『二中歴』・『日本書紀』での仁王経記事

文 献	記 事	西 暦
二中歴	仁王十二年條 自唐仁王経渡 仁王会始	623年 以前
日本書紀	斉明六年五月條 設仁王般若之會	660年
	天武五年十一月條 説金光明経・仁王経	676年
	持統七年十月條 始講仁王経百国	693年

※ 仁王十二年：「仁王」年号が12年間続いた。
又、細書きで元年干支は癸未。

となれば、こうした『日本書紀』の仁王経に関する記述は、何の不思議でもない。むしろ時系列として合致しており、『二中歴』の記述の正当性を裏付けているように思います。

9 『扶桑略記』の仁王経について

古賀氏のテキスト（日本古典文学大系『日本書紀』抜粋）にある大野氏の読み下し文には、持統紀七年十月条の頭注の「十二」に

扶桑略記は誤って仁王会の初例とする。→齊明六年五月是月条・天武五年十一月二十日条。

（日本古典文学大系『日本書紀』522頁）
となっています。

大野氏は、齊明六年五月是月条・天武五年十一月二十日条において、すでに仁王会の始まりが記述されていると考えられて、その後に出現する『扶桑略記』の仁王会の記述は誤りとしたのでありましょう。では、『日本書紀』の記述はどのようになっているのでしょうか。齊明天皇六年五月是月条と天武天皇五年十一月二十日条について、原文と古賀達也氏のテキストにある読み下しで再確認します。

（齊明天皇六年五月条）

是月。有司奉勅、造一百高座。一百衲袈裟。設仁王般若之会。

又皇太子初造漏剋。使民知時。

是の月に、有司、勅を奉りて一百の高座・一百の衲袈裟を造りて、仁王般若の会を設く。

又、皇太子、初めて漏剋を造る。民をして時を知らしむ。

（天武天皇五年十一月条）

甲申。遣使於四方国。説金光明経。仁王経。

甲申、使を四方の国に遣して、金光明経・仁王経を説かしむ。

齊明天皇六年五月条には、有司が勅を奉じて百の高座と百の衲袈裟を造り、仁王般若の会を設けたとあります。仁王般若経は仁王経のこととされるので、仁王般若の会は、仁王経の会すなわち仁王会にんのうえのことと考えられます。『日本書紀』においては、この記述が仁王会の初出ではありますが、ここでは、仁王会を開いたのは初めてであると記述されているわけではないので、『二中歴』の「自唐仁王経渡仁王会始」と矛盾するものではありません。また恒例として行われていると記述されているわけでもないので、後述するとおり『扶桑略記』の恒例化とも矛盾しないと考えられます。

また、天武天皇五年十一月二十日条には、使

を四方の国に遣わし金光明経と仁王経を説いたとあります。これは単に各地で金光明経と仁王経を説いてまわったことの記述であり、いわゆる朝廷における法要である仁王会とは異なるように思われます。

そこで、大野氏の注釈である『扶桑略記』の仁王会初例の記述は、本当に誤っているのかを確認したいと思います。『扶桑略記』には次のようにあります。

（持統七年癸巳條）

十月。有詔。講仁王経。凡於内裡。講仁王取勝王経。始自此時。以為恒例。

近江國都賀山有醴泉涌出。疾病皆愈。

八年甲午五月。始以金光明経百部置諸國。每年正月上弦讀之。其布施。

（国史大系12巻『扶桑略記』68頁）

十月に^{みことのり}詔におうさいしゅうおうきょうがあつて、内裡において仁王経を講じた。また、仁王取勝王経を講じたのを機にこれ以後、この教典を使うことが恒例になったということの二つの事柄が記述されているように思います。

この「始自此時」は単に仁王経を講ずることをこの時から始めたと言うことではなく、内裡で仁王経を講ずることを含んでいますので、内裡すなわち、これはいわゆる朝廷で行われる法要すなわち仁王会と考えられましょう。

この「始自此時以為恒例」は、少なくともそのすぐ前の記述の、「講仁王取勝王経（①）」にかかるものと考えられますが、さらに、もう一つ前の「講仁王経凡於内裡（②）」も含んでいるとも考えられます。

①だけの場合は仁王取勝王経すなわち大乘経典のうち仁王の最勝王経を使って講ずることをこれを機に始めたということですので、どの教典を使うかということに重点が置かれた記述です。すなわち仁王会において最勝王経をこの時から使うようになったという意味であり、これは齊明天皇六年五月条の記述「設仁王般若之会」とは全く矛盾しません。

また、②は、内裡において仁王経を講じたということであり、将に仁王会を行ったわけですがそれが単発的なものではなく恒例化が始まっ

たという意味ですので、これも斉明天皇六年五月条の単発的な仁王会とは矛盾しません。

つまり、「始自此時以為恒例」が①だけであろうと①も②も含んだものと考えても大野晋氏が言う「誤り」には当たらないと思います。

いずれにしても、大野氏は『日本書紀』にすでに仁王会初例の記述があるとした上で、

- ・「以為恒例」を無視し、
- ・①の「講仁王取勝王經」も考慮せず、
- ・②の「講仁王經凡於内裡」のみに「始自此時」だけがかかるもの、

と解釈して、この『扶桑略記』の記述が誤りであるとされたのだとすれば、大野氏の解釈に問題があるのではないかと思います。

10 古賀達也氏の仮説について

2009年6月28日に「古田史学の会・東海」主催の講演会において、古賀達也氏が講演された「九州年号に関する最新の情報について」の中で、フィロロギーの方法で考えると、最後の九州年号の「大長」は、大和年号の「大宝」と並行して701年以降も「大化」に続いていたと考えざるを得ないと、大胆な仮説を発表されました。

この仮説は、これまで誰も思いつかなかった発想であるとともに、大宝律令以降は九州年号はなかったとする思いこみを打破するたいへん素晴らしい仮説であると思います。

九州年号の存在の裏付けとして、

- ・『二中歴』等におけるいわゆる九州年号の記述、
 - ・「元壬子年」の木簡、
 - ・「大化五子年」の土器、
 - ・「白雉二年」の奉納面、
 - ・『無量寺文書』の『聖帝山実報寺縁起』の丈六繡佛の記述、
 - ・『大安寺伽藍縁起』資財帳の越智天皇造の繡佛像の記述、
 - ・『日本書紀』の丈六の繡佛像始造の重複記述、
- をあげられました。さらに、「大長」の裏付けとして、九州年号を記述した古文書や十六世紀の辞書『運歩色葉集』における柿本人丸の大長四年丁未（707年）の死亡記事などをあげられました。

古賀氏は、この仮説の補強の一つとして、『日本書紀』における「丈六の繡佛始造」の重複記述を取り上げて、(歴史上)初の「丈六の繡佛始造」の記事であるから、ファーストタイムが2回出現するのはおかしい。従って、『日本書紀』の記述には誤りがあるとされました。そして『日本書紀』の記述には誤りがあるので、『無量寺文書』の『聖帝山実報寺縁起』の繡像に関する記述のほうが正しいとする根拠とされました。

私は、古賀氏の仮説について大いに支持しますが、「丈六の繡佛始造」の重複記述に関しては、疑問を持ちます。

その根拠である「始」がファーストタイムであれば、歴史上初めてのことが2回出現してはおかしいので、古賀氏が言われるとおり重複記事になりますが、スタートの意味であれば、ただ単に似たような記事が2回出現したということになるので、おかしいことにはなりません。

これまで、述べてきたとおり、「始」はファーストタイムではなくスタートの意味で使われていますので、似たような記事が重複しているからといって、直ちに『日本書紀』のどちらかの記述に誤りがあるとは言えません。

「始」と対になってエンドに相当する終わりの文字が無いものもあります。この場合はその記述の前後で判断すべきでしょう。また「始」と対でエンドに相当する終わりの文字があるものもあります。この場合は文句なしに「始」はある行為の始まりであるスタートの意味であることは申すまでもないでしょう。

古賀氏の6月28日の講演の資料(日本古典文学大系『日本書紀』抜粋)にある推古十三年夏四月辛酉朔条の「始」、孝徳天皇の白雉元年十月是月条の「始」、そして今回の古田史学の会・関西例会の発表会で取り上げられた持統七年十月条の「始」については、それぞれ、推古十四年四月壬辰条の「竟」、孝徳天皇の白雉二年三月丁未条の「成」、と持統七年十月条の「畢」とエンドに相当する文字「竟」、「成」、「畢」を伴う「始」ですので、ファーストタイムではなく明確にスタートの意味でしょう。

ある時期に始まり、そしてある時期に終わる。期間を示した始まりですから、当然、「初」めて

のことではなく、「始」まりです。

以下にそれぞれのスタートとエンドに相当する文字を整理した表と該当部分の記述を参考に掲げます。

スタート	エンド
推古十三年夏四月辛酉朔条の「始造」	推古十四年四月壬辰条の「造竟」
白雉元年十月是月条の「始造」	白雉二年三月甲丁未条の「成」
持統七年十月条の「始講」	持統七年十月条の「畢」

(推古十三年四月辛酉朔條)

十三年夏四月辛酉朔。天皇詔皇太子。大臣及諸王。諸臣。共同發誓願。以始造銅・繡丈六佛像、各一軀。乃命鞍作鳥為造仏之工。是時。高麗国大興王聞日本国天皇造仏像。貢上黄金三百兩。

(推古十四年四月壬辰條)

十四年夏四月乙酉朔壬辰。銅・繡丈六仏像並造竟。是日也。丈六銅像坐於元興寺金堂。時仏像高於金堂戸。以不得納堂。於是。諸工人等議曰。破堂戸而納之。然鞍作鳥之秀工。以不壞戸得入堂。即日設齋。於是。会集人衆不可勝数。自是年初。每寺。四月八日。七月十五日設齋。

(白雉元年十月是月條)

是月。始造丈六繡像狹侍八部等三十六像。

(白雉二年三月丁未條)

二年春三月甲午朔丁未。丈六繡像等成。

(持統七年十月己卯月條)

己卯。始講仁王經於百国。四日而畢。

そもそも、この「始」の議論のもとは、

『日本書紀』孝徳天皇白雉元年十月条とその四、五十年前、『日本書紀』推古天皇十三年条と両方に、「始めて丈六の繡像を造った」と初めての出来事が2回書かれており、『日本書紀』のどちらかの記述に間違いがあることから、『聖帝山実報寺縁起』の方が『日本書紀』の記述より確からしい”

とする古賀氏の考えでした。

しかし、これらの記述をよく見れば、推古十三・十四年の記述では「銅・繡丈六佛像」であり、銅と繡の丈六佛像の各一軀、計2軀のみのことです。これに対して、白雉元年十月是月条では「丈六繡像」もありますが、「丈六繡像狹侍八部等三十六像」及び「千佛像」となっており、これに対応するエンドにあたる白雉二年三月丁未条では、「丈六繡像等」となっています。すなわち、推古と白雉の記事では内容が随分異なっています。従って、どちらかが誤りということではなく、両方共に事実を記述しているのではないかと考えられます。別々の内容を記述しているのですから、「始」について議論するまでもなく、内容は重複していないということです。つまり、同じ内容でありませんから、このいわゆる重複記述については、古賀氏の主張を裏付けるものにはなりません。

推古の記事は直接には関係ないと考えて良いと思います。

古賀氏は、『日本書紀』において、推古天皇十三年条が丈六の繡像を最初に造ったと解釈できることを前提に考えておられますが、これより先立つ用明天皇二年四月丙午に丈六仏像を造った記述があります。

従って、推古天皇十三年条の記事は「初」ではありえないのです。

なお、欽明天皇六年の「百濟造丈六仏像」の記述は、該当しないと考えます。

(用明二年四月丙午條)

進而奏曰。臣奉為天皇、出家脩道。又奉造丈六佛像及寺。天皇為之悲慟。今南淵坂田寺木丈六佛像。狹侍菩薩是也。

(欽明六年九月是月條)

是月。百濟造丈六仏像。製願文曰。蓋聞。造丈六仏功德甚大。今敬造。以此功德。

『日本書紀』の推古十三・十四年と白雉元年十月の「始造丈六繡像」が重複記述ではなくても、古賀氏の仮説がまったく揺らぐことはありません。

問題は、『無量寺文書』の『聖帝山実報寺縁起』

や『大安寺伽藍縁起』資財帳の記述と、『日本書紀』の白雉元年の「始造丈六繡像」の関係が合致しているかどうかです。

**聖帝山二代ノ時人皇三十七代孝徳天皇ノ御宇
白雉二年始メテ一丈六尺ノ繡佛ヲ作り其外千佛
ヲ刻ム、云々。** (『聖帝山実報寺縁起』)

合繡佛像参帳

一帳像具脇侍菩薩八部等卅六像

**右袁智 天皇坐難波宮而、庚戌年冬十月始辛亥
年春三月造畢即請者** (『大安寺伽藍縁起』資財帳)

白雉元年十月是月条では「丈六繡像脇侍八部等三十六像」と「千佛像」とあります。これに対し『聖帝山実報寺縁起』では、「一丈六尺ノ繡佛」のほかに「千佛ヲ刻ム」とあります。

つまり、『聖帝山実報寺縁起』の記述は『日本書紀』の白雉元年の記述とほぼ合致しています。時期については、『聖帝山実報寺縁起』が白雉二年となっており、1年のズレがあります。

また、『大安寺伽藍縁起』資財帳では孝徳天皇の白雉元年十月是月条と同じ「合繡佛像参帳__一帳像具脇侍菩薩八部等卅六像」とされ、時期については、白雉元年が650年で、庚戌年も同じ650年であり、また造り始めが10月で、造り終えるのが翌年の3月であり、内容も時期も一致しています。

こうした認識に立つと、『聖帝山実報寺縁起』や『大安寺伽藍縁起』資財帳の記述は、大筋で『日本書紀』の記述と齟齬がないと考えて良さそうです。

しかし、その一方で『大安寺伽藍縁起』資財帳には、袁智天皇という近畿王朝の孝徳天皇とは異なる天皇名が記述されています。

この丈六繡像については、『日本書紀』の記述に反し、袁智天皇が造ったということで、しかも、この造丈六繡佛像は、『日本書紀』にも用明天皇二年、推古天皇十三年、孝徳紀の大化元年と白雉元年の4回も記述されている主要な行為と思われる。

丈六は約4.8メートルですから、大きな仏像であり、それほど数多く造られたものではありません。それが『日本書紀』の白雉元年頃に孝徳天皇が造ったとする記述と相反して袁智天皇

が造ったとする文献があることが重要ではないでしょうか。

なお、大野氏は、注釈でこの袁智天皇を斉明天皇に当てています。これは斉明天皇がおちのおかのえのみささぎ越智岡上陵に葬られたとされることからかと思われます。

11 おわりに

古賀氏の「大宝律令以降の大長年号並行」説について、私は大いに賛同するものであります。

これまで、私は愚論を展開してきましたが、誰にでも納得される仮説となるよう様々な角度からチェックし、歴史像を明確にするための形造りに少しでも貢献できればと考えています。

また、『日本古典文学大系』(岩波書店)などの専門家による読み下しについては、近畿天皇一元主義に偏っていないか、適切であるかを確認する作業が必要であると考えています。

提言された仮説については、古田史学の中で十分に議論され、より確からしいものに昇華するよう研究を深めていただきたいと望んでいます。

前号に引き続いて、林伸禧氏の「古代逸年号資料」を掲載します。

- 1 はじめに
- 2 古代逸年号の採集
- 3 古代逸年号採集の参考書物
- 4 古代逸年号資料
 - (1) 『群書類従』編
 - (2) 『全国神社名鑑』編
 - (3) 『全国寺院名鑑』編
 - (4) 『全日本仏教全書』編

古代逸年号資料 (5)

瀬戸市 林 伸禧

4 古代逸年号資料

- (5) 『山岳宗教史研究叢書』編

逸年号採集状況は、別表6-1(編纂順)・別表6-2(逸年号順)のとおりである。

表

年号・年数・干支不整合抽出及び推定年数・干支表

年号・年数・干支		二 中 歴	日 本 書 紀	皇 代 記
干支	① 干支の12支のみ記載 ア 天武白鳳13年 申	天武元年白鳳13年 壬申 (672年)	—	天武13年白鳳13年 甲申 (684年)
	② 干支の12支が重複して記載。 ア 白雉二年 亥丑	白雉2年 癸丑 (653年)	白雉2年 辛亥 (651年)	白雉2年 辛亥 (651年)
年数	① 年数が未記載 ア 天武天皇御宇 白鳳 壬午 歳	天武天皇 白鳳22年 壬午 (682年)	—	天武天皇 白鳳11年 壬午 (682年)
	イ 端政日季 壬子 歳	端政4年 壬子 (592年)	—	—
	ウ 孝徳帝大化 己酉	—	孝徳帝大化5年 己酉 (649年)	孝徳帝大化5年 己酉 (649年)

※ 1 「孝徳帝大化己酉」文の次に「翌白雉元年庚戌」、そしてその次の文に「白雉三壬子年」と掲載されているので、年数が脱落したと思われる。

2 出典

- ・干支 ①-ア：18巻、修験道史料集Ⅱ〔西日本編〕360頁。『岩見海底能伊久里』
- " ②-ア：11巻、近畿霊山と修験道、39頁。『長尾護国寺縁起』
- ・年号 ①-ア：17巻、修験道史料集Ⅰ〔東日本編〕297頁。『八溝山日輪寺縁起』
- " ①-イ：18巻、修験道史料集Ⅱ〔西日本編〕126頁。『菩提山秘記』
- " ①-ウ：18巻、修験道史料集Ⅱ〔西日本編〕683頁。『薩州穎娃聞山古事縁起』

当叢書は、山岳宗教（修験道）論を地域毎に記述するとともに、関連する修験道史料（縁起、由緒書等）を掲載している。

特記すべき事項として、年号の記載方法は、一般に、「年号、年数、干支」又は「年号、年数」のいずれかで記載されているが、例外となるものが5件あった。その状況は表のとおりである。

これらを「年号、年数、干支」型に復元する場合、『日本書紀』及び『皇代記』に記載されている年号群、又は『二中歴』代表される古代逸年号群の2種類の年号が考えられる。

いずれが文献の原本に記載されていた年号群とするのは決めがたいが、当時、書写した者の年号についての認識としては、『日本書紀』又は『皇代記』の年号群だと推定できる。そして、原本に記載されている年号・年数・干支は、書写者が承知している年号と異なり、訂正するには躊躇し、結果的にはどちらでも読める年号・年数・干支を記載したのではないと思われる。

その状況は、表のとおりで、本来はどちらの年号群であるかは、今後の検討課題である。

ひろば

西太平洋の海流

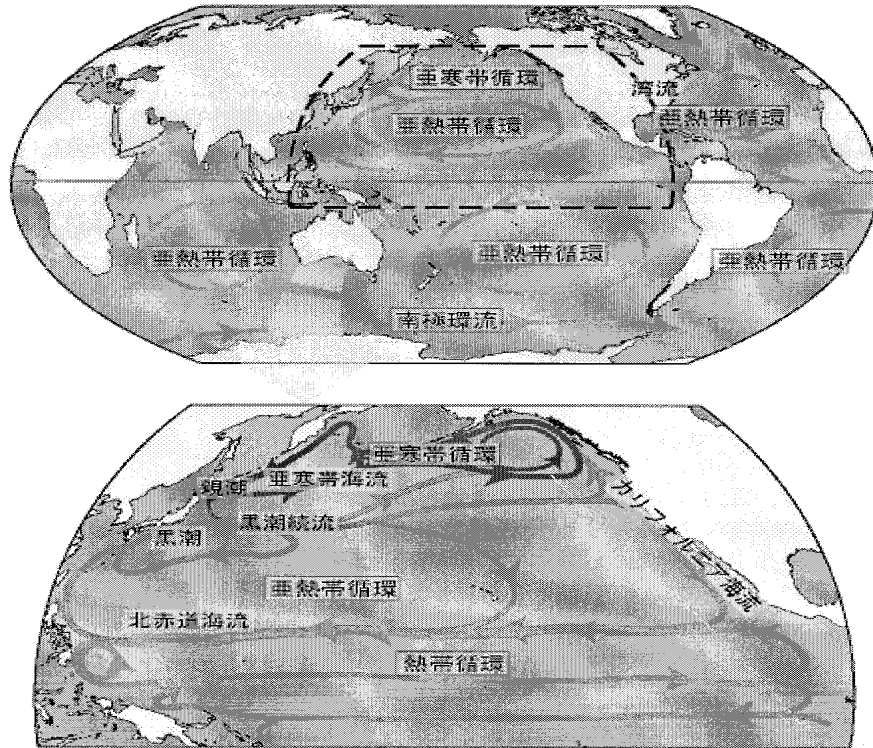
名古屋市 竹口健三

「東海の古代」110号に、川崎市の佐藤久男氏が投稿された「もう一つの『裸国・黒齒国』(1) -石器時代の遠洋航海者たち-」を読んで、疑問点がありましたので一言述べます。

黒潮は東シナ海の大陸棚斜面上を流れ、九州の南西で向きを変え東に流れ太平洋に、また一部は東シナ海から日本海に流れ、この2つの黒潮に日本は囲まれている。地球の自転の関係で右回りに流れ、速いところでは時速4～5ノット(1ノット:1.9km)にもなる。また、幅は広いところで100kmにもなり、日本から南方の航行は黒潮を横断しなければならない。

この流れを横断することは如何に困難を伴うものか想像だに出来ない。いかだ・カヌーで航

海洋表面の循環の模式図



※ 1 北半球冬期における循環の模式化。
2 気象庁のホームページから転記。

行するのは至難のわざと言う外はない。日本を出るや否や、すぐ北東方向に流される。

このような状況で縄文時代に黒潮を横断することは難しく、ましてや南航出来るとは思えない。もし出来るとするならば、九州の最西端から朝鮮半島の西を航行し中国沿岸沿いに南下出来るかも知れない。それでも尚相当の危険を伴うことは難くない。ただ、黒潮主流の南には、時速0.5ノット程度の黒潮再循環海流が観測されているとの事である。

10月例会報告

○ 持統紀七年十月の「始」と仁王経について ～古賀達也氏の関西例会の発表に関連して～

名古屋市 石田敬一

「始」の意味については、前後の文脈により「歴史上初めて行った」ファーストタイムという意味と、「この時点から行為を開始した」スタ

ートという意味のどちらかに解釈されると思われるが、『日本書紀』の持統紀七年十月の「始」に関しては、「始」の後に「至」、「畢」のエンドやそれに類する言葉が対になってあるので、スタートの意味であると主張した。

これについて『日本書紀』の持統紀に出現する「初」と「始」を全て調べて、「初」は副詞、形容詞として使われ、「始」は動詞、名詞として使われていることを明らかにした上で、大野晋氏（日本古典文学大系『日本書紀』訓読文作成者）の読み下しについて、文頭にある「始」を「始めて」とするのは適切でないと批判した。

また、仁王会に関する『日本書紀』と『扶桑略記』の記述は、同じ内容ではないので、大野氏の解釈に問題があったとした。

さらに、『日本書紀』の丈六佛像の記述と『無量寺文書』の『聖帝山実報寺縁起』、『大安寺伽藍縁起』資財帳の内容とは、それぞれ大方は齟齬がないものの、『大安寺伽藍縁起』資財帳には、近畿王朝の孝徳天皇とは異なる天皇名である袁智天皇の記述があり、それが重要であるとして、

古賀氏の「大宝律令以降の大長年号並行」説が揺らぐものではないと、その仮説を支持した。

○ 太宰府王都の建設（2）

知多郡阿久比町 竹内 強

太宰府の最近の発掘調査の結果は、これまでの古代太宰府研究の基礎的資料とされていた鏡山猛氏作成の条坊図と合わない結果がでてきた。太宰府は、北側中央の政庁跡に王宮を持つ朝廟式ではなく、都の中央に王宮を持つ藤原京と同じ造りではないかというのである。

扇屋敷（王城神社）付近を中心とする地域にその中心領域あったのではないかと、そしてその地域から多くの遺物が発見されているという。

もし太宰府が最初から倭国の王都として建設されたならば当然、南朝式の「周礼」考工記に基づいて建設されたはずである。では中国の王都とはどのような性格のものか。人民のための生活の場としての都市ではない。天子がその権威を示す儀式のための物であった。「周礼」考工記は支配者が天命を授かっていること、すなわち受命者であることを王都そのものの中で示すものという。

王都の建設はまず南北軸を決めることから始まる。では太宰府の南北の軸線は何によって基準を定めたか。王城神社から真南に位置するのは基山山頂である、この位置を地図で確認すると東経130度30分で5秒の違いであった。基肆城には北帝門と呼ばれる場所がある。これは、ただの偶然ではあり得ない。

次に北の位置を北極星或いは太陽の最も高い位置から決められた。こうして南北の中心軸が決まると、「各辺を九里にし、それぞれの辺の三門を設ける。国都の中には縦の道路と横の道路を九本ずつ造り、道幅は九台の車が並んで通れるようにする。王宮の左側に宗廟、右側に社稷、前方に朝廷、後方に市場をおく。市場と朝廷とは百歩四方とする。」（村田治郎著『中国の帝都』より）。そして、左側の宗廟の位置に須玖・岡本があると報告した。

ところが、発表後の質疑で左右は逆ではないかという意見が出された。この件では、新たな問題が出てきたので次回報告する。

○ 『日本書紀』（継体紀～持統紀）に於ける「初・始」について

瀬戸市 林 伸禧

『日本書紀』における「初・始」についての解釈について、様々な議論が出ているので、日本古典文学大系『日本書紀』の継体紀から持統紀までの「初・始」を抽出（初：43例、始：93例）して、読下し文を検討した。

継体紀及び欽明紀の一部について検討したところ、「始」については、より適切な読下しがあると判明した。

11月例会に参加を

日時：11月8日（日）午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館（第1集会室）

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

今後の予定

12月例会：12月13日（日）名古屋市市政資料館

1月例会：1月17日（日）名古屋市市政資料館
例会は原則として毎月第2日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「**20部**」ご用意願います。